

職員研修施設に関する調査
結果に基づく勧告

平成22年12月

総務省

前 書 き

各府省が研修を実施するために設置している施設(以下「研修施設」という。)は、本府省に中央研修機関のみを設置しているものや、おおむねブロック単位に支所等を複数設置しているものなどがある。また、単独の施設であるもの、合同庁舎内に教室を置いているもの、宿泊施設や体育施設を設置しているものなど多種多様である。

政府は、財政健全化に向けた基本的な考え方等として、平成 22 年 6 月 22 日に「財政運営戦略」を閣議決定した。これにより、各府省は、すべての歳出分野の事務及び事業の必要性、執行の効率性等の観点から不断の見直しを行うことにより、歳出の無駄の排除を徹底することを歳出見直しの基本原則とし、国の行政機関においては、減量・効率化の観点から、定員の合理化などの対策を講ずることが求められているほか、現下の極めて厳しい財政状況を勘案すると、国有財産の一層の有効活用が求められている。

このような中、研修施設についても、国費の効率的かつ効果的な執行の観点から、その必要性や有効活用方策等について検証し、国有財産の売却又は有効活用を一層推進するとともに、需要に応じた適正規模の下、研修施設を効率的に運用するための的確な見直しを実施することが重要となっている。

平成 21 年度に実施された内閣府行政刷新会議の事業仕分けにおいて、国土交通大学校が対象となり、評決結果では「研修・施設の在り方等について政府全体で見直す」こととされたところである。また、研修施設の一部については、財務大臣主催の「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」による「国有財産の有効活用に関する報告書」(平成 19 年 6 月 15 日)等において、廃止、移転又は各府省の研修施設を共同研修所として集約することにより効率的な運用を図ることとされている。

この調査は、このような状況を踏まえ、研修施設について、設置状況、研修の実施状況、運営状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

また、平成 22 年から各府省が実施している「行政事業レビュー」に際しては、

この調査結果を参考として、研修施設の運営実態の的確な把握・分析による更なる見直し等が行われることを期待する。

目 次

1	研修施設の廃止、縮小等	1
2	効率的な研修実施の推進	9
3	研修に係る運営の適正化	
(1)	研修施設における調達等の適正化	16
(2)	食堂施設の運営の適正化	19
(3)	旅費の節減に係る取組の徹底	21
(4)	研修に係る費用負担の適正化	22
4	研修施設の運営実態の把握・分析の推進	24

1 研修施設の廃止、縮小等

【背景事情等】

(各府省における研修施設の設置等)

各府省が研修を実施するために設置している施設（以下「研修施設」という。）は、本府省に中央研修機関のみを設置しているものや地方支分部局ごとに支所等を複数設置しているものなどがある。また、研修施設の形態は、単独の施設であるもの、合同庁舎内に教室を置いているもの、宿泊施設を設置しているものや体育施設を設置しているものなど多種多様である。

(研修施設の有効活用等)

政府は、財政健全化に向けた基本的な考え方等を取りまとめた「財政運営戦略」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）において、すべての歳出分野の事務及び事業の必要性、執行の効率性等の観点から不断の見直しを行うことにより、歳出の無駄の排除を徹底することを歳出見直しの基本原則としており、国の行政機関においては、減量・効率化の観点から、定員の合理化などの対策を講ずることが求められているほか、現下の極めて厳しい財政状況を勘案すると、国有財産の一層の有効活用が求められている。

このような中、研修施設についても、国費の効率的かつ効果的な執行の観点から、その必要性や有効活用方策等について検証し、国有財産の売却又は有効活用を一層推進するとともに、適正な規模の研修施設を効率的に運用するため、的確な見直しを実施することが重要である。

また、一部の研修施設については、「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」（財務大臣主催）において、廃止や移転、各府省共用による施設の効率的な運用を図ることとされている（注）ほか、平成 21 年度に実施された内閣府行政刷新会議の事業仕分けにおいても、国土交通大学校が対象となり、「研修・施設の在り方等について政府全体で見直す」こととされたところである。

（注） 国有財産の有効活用方策についての基本方針等が取りまとめられた「国有財産の有効活用に関する報告書」（平成 19 年 6 月 15 日）、「東京 23 区外の庁舎等の移転・再配置計画について」（平成 20 年 6 月 12 日）

【調査結果】

今回、12 府省 121 研修施設における施設の規模・内容、研修計画、研修実績、施設の稼働状況、研修の実施状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。

(1) 研修施設を廃止、縮小等することが可能とみられるもの

今回、12 府省 121 研修施設における施設の規模・内容、研修計画、研修実績、施設の稼働状況等を調査した結果、次のとおり、研修施設の効率的な運用を図るため、研修施設を廃止したもの、廃止又は縮小を決定しているものがみられた。

ア 教室、宿泊施設等を備えた研修等を実施するための施設を設置していたが、稼働率が低調となっていたため、合同庁舎内の会議室で研修を実施することにより、当該施設を廃止した。【財務総合政策研究所北九州研修支所】

イ 教室、宿泊施設等を備えた研修等を実施するための施設を設置しているが、稼働率が低調となっているため、合同庁舎内の会議室で研修を実施することにより、当該施設の廃止を決定している。【財務総合政策研究所南九州研修支所】

ウ 財務省による監査において敷地の利用度が低いとの指摘を受け、施設を集約化・高層化し、敷地の縮小を決定している。【税務大学校大阪研修所】

一方、研修施設の中には、次のとおり、廃止、縮小等することが可能と考えられるものがみられた。

ア 研修施設を廃止することが可能とみられるもの

研修実施日数が平均で週 1 日に満たないなど、施設全体の稼働率が極めて低調となっており、既存の庁舎内の会議室等で研修を実施することにより、研修施設を廃止することが可能とみられる。【2 府省 2 研修施設（沖縄総合事務局研修所、厚生労働省白金台分室）】

イ 研修施設を縮小することが可能とみられるもの

i) 広大な土地を保有し、多数の施設を設置しているものの、土地や施設の未利用が多く、非効率な状況になっていることなどから、研

修施設の規模を大幅に縮小することが可能とみられる。【農林水産研修所つくば館水戸ほ場】

- ii) 研修実施日数が平均で週2日に満たないなど、施設全体の稼働率が低調となっており、障害児の入所施設の在り方の見直しに伴い新たに必要となる機能への用途変更を行うなどにより、研修施設の機能を縮小することが可能とみられる。【秩父学園附属保護指導職員養成所（研修棟、宿舎棟）】

ウ 府省内での一体的な運用等により廃止等することが可能とみられるもの

同一府省が複数の研修施設を設置しているものの中には、研修を実施する上で必要性が乏しい体育施設や、稼働率が低調となっている教室や宿泊施設などがみられ、非効率な状況となっている。このため、必要性が乏しいものについては廃止するとともに、研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等を行うことが可能とみられる。【4府省（総務省（情報通信政策研究所、統計研修所）、法務省（法務総合研究所支所等）、農林水産省（農林水産研修所本所・つくば館等）、国土交通省（国土技術政策総合研究所研修センター、関東地方整備局関東技術事務所、国土交通大学校小平本校・柏研修センター等））】

エ 研修以外の機能の移転が可能となった場合は、研修施設を廃止する必要があるもの

国際条約に基づく研修・危機管理機能を有する施設であるものの、研修施設としては、研修実施日数が年間6日と極めて低調な稼働状況となっており、また、危機管理施設である油汚染鳥の2次処理施設としては、施設の竣工以降、油汚染事故による水鳥への被害が発生しておらず、利用実績がない。このため、研修の充実等により研修施設として有効活用を図るとともに、危機管理機能については、施設の次期大規模修繕時までには近隣の他施設等への機能移転について検討し、移転が可能となった場合は、研修等の実施方法を見直し、研修施設を速やかに廃止する必要があると考えられる。【水鳥救護研修センター】

(2) 宿泊施設を廃止等することが可能とみられるもの

宿泊施設を維持するに当たっては、代替可能な民間宿泊施設等がある場合、当該民間宿泊施設等への宿泊に支出される国費と宿泊施設の維持のために支出される経費の比較などを総合的に検討することが重要である。

今回調査した 12 府省 121 研修施設の中には、宿泊施設を設置しているものが 12 府省 87 研修施設みられ、これらの宿泊施設の維持管理経費等(注 1)を調査した結果、研修の受講者一人一泊当たりの維持管理経費等(注 2)と国の機関が所有する施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費(注 3)との合計金額(以下「各府省宿泊施設利用時の支出額」という。)が民間宿泊施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費(注 4)(以下「民間宿泊施設利用時の支出額」という。)よりも割高になっているものが 7 府省 15 研修施設みられた。

これらについては、民間宿泊施設の活用等による宿泊施設の廃止又は維持管理経費の節減、職員の研修以外の出張の際の利用や他機関への貸出し等の有効活用方を講ずる必要があり、これらの取組を講じても、依然として各府省宿泊施設利用時の支出額が民間宿泊施設利用時の支出額よりも割高となる場合は、宿泊施設を廃止又は縮小する必要があると考えられる。

なお、今回調査した府省の中には、宿泊を伴う研修を実施するに当たって、安価な民間宿泊施設を活用していた例がみられた。

(注 1) 平成 21 年度における宿泊施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等のほか、宿泊施設の取得額等を耐用年数(47 年)で除したものを加えたもの。なお、宿泊施設の維持管理経費等がその他の施設・設備と一体となっている場合は、宿泊施設分を按分して算出した。

(注 2) 維持管理経費等を平成 21 年度の延べ宿泊者数で除したもの

(注 3) 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号)等により、国の機関が所有する宿泊施設を利用する 30 日未満の旅行行程の場合に支給している日額旅費 2,080 円を基本とし、各府省の旅費規程に基づき算出した。

(注 4) 国家公務員等の旅費に関する法律等により、民間の宿泊施設を利用する 30 日未満の旅行行程の場合に支給している日額旅費 5,910 円を基本とし、各府省の旅費規程に基づき算出した。

(3) 体育施設を廃止等することが可能とみられるもの

今回調査した 12 府省 121 研修施設の中には、体育施設を設置しているものが 11 府省 58 研修施設みられ、これらの体育施設の設置目的、稼働状況等を調査した結果、業務の遂行に必要不可欠とされる体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施しているなど、研修を実施するに当たって体育施設を設置する必要があると考えられるものが 7 府省 39 研修施設みられた。

一方、体力の向上等を目的とした研修や長期かつ多数の受講者を対象とした研修を実施しておらず、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられるものが 8 府省 19 研修施設みられた。これらの体育施設の研修による稼働率は、平均で 1.3%（年間で 3 日間）にとどまっており、研修で全く利用していない体育施設を設置しているものも 8 府省 12 研修施設あるなど、体育施設の研修による稼働率は極めて低調となっている。

調査した研修施設の中には、次のとおり、施設の効率的な運用を図るため、外部の体育施設を借用して研修を実施することにより、体育施設の廃止を決定している例がみられた。

- ・ 利用実績が低くなっており、外部の体育施設で研修を実施することにより体育施設の廃止又は廃止を決定している。【税務大学校札幌研修所、税務大学校仙台研修所、税務大学校広島研修所、税務大学校熊本研修所】

一方、これら 8 府省 19 研修施設が設置している体育施設の種類をみると、体育館を設置しているものが 5 府省 12 研修施設、グラウンドやテニスコート等の体育館以外の体育施設を設置しているものが 8 府省 16 研修施設みられた。

これらについては、上記のとおり、研修を実施するに当たって、必ずしも体育施設を設置する必要がないと考えられ、研修による稼働率も低調であることから、種類や形状等を踏まえ、廃止等する必要があると考えられる。

また、これらの体育施設のほかに、研修で利用していなかった体育施

設を廃止したものの、跡地が効率的に活用されておらず、これを処分する必要があるものがみられた。【東北地方整備局東北技術事務所】

(4) 研修施設の共同利用の推進

今回、研修施設を設置している 12 府省における研修の実施状況を調査した結果、同一府省に複数の研修機関を設置して研修を実施しているものが 10 府省みられ、その中には、研修施設の効率的な運用を図るため、財務省の財務総合政策研究所と会計センターが同一施設に入居し、教室、宿舎等の施設を共同利用しているものや、法務省の法務総合研究所高松支所と矯正研修所高松支所が宿泊施設を共同利用しているなどのものがみられた。

しかしながら、これら以外で、同一府省の他の研修機関との研修施設の共同利用は、ほとんど行われていない。

また、研修施設を共同利用することによって、研修施設職員の兼務化等による業務の実施体制の合理化が期待されるところであるが、研修施設間における職員の兼務化により業務を実施しているものはみられなかった。

研修施設の効率的な運用に資するためには、その利用実態や研修の実施状況等を踏まえ、近隣に所在する同一府省の他の研修機関と研修施設を共同利用することにより、研修施設の縮小、定員の合理化又は有効活用を推進することが重要であると考えられる。

さらに、府省間においても、同様の観点から、可能な範囲内で、研修施設を共同利用することが効果的であると考えられる。しかしながら、府省間における研修施設の共同利用はほとんど行われておらず、他府省からの研修施設の借用の申出に対し、貸出しのための環境整備がなされていなかったことを理由に断った例もみられたことから、研修施設を設置している府省にあっては、必要に応じて、研修施設の貸出しに係るマニュアル等を整備するなど、全府省間での共同利用を推進するための環境整備を行う必要があると考えられる。

(5) 研修業務に係る実施体制の見直しの推進

今回、おおむねブロック単位に地方研修支所等を設置している5府省71研修施設における研修業務の実施体制を調査した結果、効率的な研修業務の実施の観点から、専任の研修担当職員を配置せず、地方支分部局のブロック単位機関の職員が当該支所等における研修担当職員を兼務することにより研修業務を実施しているものが4府省25研修施設みられた。このうち、法務総合研究所では、8地方研修支所すべてにおいて兼務の職員が研修業務を実施しており、これら8地方研修支所における平成21年度の研修実施日数の平均は81.0日となっている。

一方、専任の研修担当職員を配置して研修業務を実施しているものが3府省46研修施設みられ、このうち、財務総合政策研究所の10地方研修支所では、1人ないし2人の専任の研修担当職員を配置して研修業務を実施しているが、これら10地方研修支所における平成21年度の研修実施日数の平均は51.6日（週1日程度）にとどまっている。

また、税関研修所や税務大学校の地方研修支所においても、専任の研修担当職員を配置して研修業務を実施しているものの、平成21年度の研修実施日数が100日（週2日程度）に満たないものがみられた。

研修業務を実施するに当たっては、スケールメリットを生かした体制の下で効率的に業務を実施することが有効であることから、地方支分部局等の同一敷地内やその近隣で研修業務を実施している地方研修支所等においては、研修施設ごとの実態を踏まえ、専任の研修担当職員の兼務化等要員配置の効率化により、研修業務に係る実施体制の見直しを推進する余地があると考えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、国費の効率的かつ効果的な執行等の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 研修施設の稼働率が低調となっているなど、廃止、縮小等することが可能と指摘した研修施設については、廃止、縮小等すること。（内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省）

② 民間宿泊施設に宿泊する場合に比べて、国費の支出が割高になっている宿泊施設については、廃止又は維持管理経費の節減等を実施し、これらの取組を講じても、依然として国費の支出が割高となる場合は、宿泊施設を廃止又は縮小すること。(内閣府、総務省、法務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

③ 体育施設を設置する必要性が乏しいなど、廃止等することが可能と指摘した体育施設については、体育施設の種類や形状等を踏まえ、廃止等すること。(内閣府、総務省、法務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

また、体育施設の跡地を処分する必要があるものについては、売却すること。(国土交通省)

④ 複数の研修機関を設置している府省にあつては、研修施設の利用実態や研修の実施状況等を踏まえ、研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うことなどにより、研修施設の縮小、定員の合理化又は有効活用を一層推進すること。(総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)

また、研修施設を設置している府省にあつては、必要に応じて、研修施設の貸出しに係るマニュアル等を整備するなど、全府省間での共同利用を推進するための環境を整備すること。(総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

⑤ おおむねブロック単位に地方研修支所等を設置している府省にあつては、研修施設ごとの実態を踏まえ、当該研修施設における専任の研修担当職員の兼務化等要員配置の効率化により、研修業務に係る実施体制の見直しを一層推進すること。(国家公安委員会(警察庁)、財務省、国土交通省)

2 効率的な研修実施の推進

【背景事情等】

(研修施設における研修の実施状況)

研修施設において実施されている研修は、語学研修、簿記研修、パソコン研修等の一般的な知識を付与するための研修、職員の職務経験年数等の各段階に応じた知識・技能を付与するための階層別研修、業務遂行のための専門的・実務的な知識・技能を付与するための専門研修等があり、その種類は多岐にわたっている。また、研修の実施方法についても、研修施設において合宿形式により実施する方法、研修施設の教室等で集合形式により実施する方法、民間事業者が実施する研修等に通学する方法、通信講座を受講する方法、職場の自席のパソコンを用いてeラーニング形式により実施する方法等多様な方法が採用されている。

(研修の実施方法等の見直しによる効率的かつ効果的な実施)

これらの研修については、現下の極めて厳しい財政状況を踏まえ、研修経費の削減等により予算を効率的に執行するとともに、効果的に職員の知識・技能の向上を図る観点から、個々の研修の必要性の検証や実施方法等の不断の見直しを行うことにより、効率的かつ効果的に実施することが求められている。

【調査結果】

今回、12府省121研修施設における研修の実施状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。

(1) 独立した研修コースとして実施する必要性が乏しいもの

ア 業務に直接関係しない内容の研修

研修施設において実施される研修は、職員に対し、業務を遂行する上で必要となる知識・技能を付与することが目的であることから、国が研修に係る費用を全額負担して、業務に直接関係しない内容の研修を実施する必要がないのは当然のことであるが、今回調査した12府省121研修施設の中には、次のとおり、国が費用を負担して業務に直接関係しない内容の研修を実施しているものが1府省1研修施設の1研修でみら

れた。

- ・ 単身赴任者のために、調理実習やウォーキングなど、業務に直接関係しない内容の研修を実施している。【沖縄総合事務局研修所】

イ 業務遂行上保有することが必須ではない資格の取得を目的として行っている研修

今回調査した 12 府省 121 研修施設の中には、研修効果を客観的に把握するなどの目的で、研修の受講に併せて各種の資格試験等の受験を奨励するなどしているもの（注）がみられた。

（注） 研修自体は、飽くまでも職員に対し業務を遂行する上で必要となる知識・技能を付与することを目的として実施しており、その受講内容の習得の程度を各種資格試験の点数や合否で客観的に把握するなどの目的で、研修の受講に併せて、各種の資格試験等の受験を奨励し、又は義務付けているものが 7 府省 33 研修施設の 109 研修でみられた。具体例としては、財務総合政策研究所で実施されている「宅地建物取引理論」の受講後に宅地建物取引主任者の資格の取得を奨励しているものや、東北農政局土地改良技術事務所で実施されている「施工管理Ⅰ研修」の受講後に 1 級土木工事施工管理技士の資格の取得を奨励しているものなどがある。

研修受講後に各種の資格を取得する場合、当該資格は自己啓発の成果として個人に帰属するものであり、今回調査した民間企業においても、資格は社員個人で取得するものであるとの考え方に立ち、各種の資格の取得に結び付くような研修については、職場研修ではなく通信講座を用意して希望する社員に受講させているなどの例がみられた。

一方、研修施設の中には、次の事例のように、業務遂行のために有資格者を配置する必要があるなど、職員が資格を保有していなければならない理由があるわけではないにもかかわらず、業務に活用することができる知識・技能を付与するためとして、国が研修に係る費用を負担して、資格の取得を目的とした研修を実施しているものがみられた。

- ・ 電気工事士（第一種、第二種）の資格を取得するための筆記及び実技の研修を、それぞれのコースを設けて実施している。【関東農政局土地改良技術事務所】

上記の事例の場合、土地改良事業において造成された電気工作物の保

安業務に活用することができるとして当該資格を取得するための研修を実施しているが、同様の業務を実施している国土交通省の研修施設においては、同資格の取得を目的とした研修を実施していない。

また、上記の事例と同様に、業務遂行上保有することが必須ではない資格の取得を目的として行っている研修は、1府省8研修施設の21研修でみられた。

なお、今回調査した各府省の地方支分部局の中には、業務遂行上保有することが必須ではない森林インストラクターの資格の取得を目的とした研修を実施しているものがみられた。【四国森林管理局】

ウ パソコンのソフトウェアの操作及び簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修

今回、12府省121研修施設におけるパソコンのソフトウェア（以下「パソコンソフト」という。）の操作及び簿記に関する知識を付与するための研修の実施状況を調査した結果、次のとおり、パソコンソフトの操作に関する基礎的な知識を付与するための研修を廃止等しているものがみられた。

- i) パソコンソフト（ワード及びエクセル）の操作に関する基礎的な知識を付与するための研修について、職員自身で学習することとして廃止した。【財務総合政策研究所北九州研修支所】
- ii) パソコンソフト（パワーポイント）の操作に関する知識を付与するための研修について、職場において、操作することができる職員が指導することとして廃止した。【農林水産省本省】
- iii) 集合形式により実施していたパソコンソフト（ワード及び一太郎）の操作に関する基礎的な知識を付与するための研修について、職員への浸透が図られ受講者が減少してきているとして休止した。【厚生労働省本省】
- iv) パソコンソフト（エクセル及びパワーポイント）の操作に関する知識を付与するための研修について、受講対象者を中級程度以上の知識・技能を有する者に限定して実施することとした。【税関研修

【所沖繩支所】

上記の事例のとおり、これらの研修については、所期の実施目的が既に達成されており実施する必要がなくなったとの判断の基に廃止等されている。なお、今回調査した民間企業においても、これらの知識の習得は社員自らが行うものとして、職場研修ではなく通信講座を用意して希望する社員に受講させているなどの例がみられた。

一方、研修施設の中には、基礎的な知識を付与するための研修が必要であるとして、国が研修に係る費用を全額負担して、簿記に関する研修を実施しているものが3府省3研修施設の3研修でみられた。

パソコンソフトの操作及び簿記に関する基礎的な知識については、職員自身の過去の学習経験等により既に習得している内容が多く含まれていると考えられ、また、自習や職場でのOJT (On the Job Training) により習得することも十分可能であると考えられる。

(2) 府省内の複数の研修機関で重複した内容の研修を実施しているもの等

研修施設において実施される研修については、効率的な実施の確保を図る観点から、常に見直しを行うことが重要である。特に、講師依頼の回数削減等による研修経費の節減や、研修実施回数の削減等による事務負担の軽減などに配慮することが必要である。

今回調査した12府省121研修施設の中には、次のとおり、異なる職種の受講者を対象とした別個の研修の課程の一部を合同で実施するなど、研修を効率的に実施しているものがみられた。

ア 異なる職種の受講者を対象とした別個の研修について、両研修に共通する一部の課程を合同で実施している。【法務総合研究所牛久支所、矯正研修所東京支所】

イ 複数の支所で実施していた研修を集約して実施している。【税務大学校地方研修所】

一方、調査した研修施設の中には、次のとおり、同一府省の複数の研修施設において重複した内容の研修を実施しているなどのものがみられた。

ア 同じ職務経験を有する職員を対象として実施する階層別研修を、省

内の複数の研修施設それぞれにおいて実施している。【国土交通大学校と地方整備局】

イ 研修施設の支所が企画して集合形式による語学研修を実施しているにもかかわらず、別途、より高額な経費（一人当たり 30 万円程度）を要する語学学校に通学する同程度の内容の語学研修を実施している。

【税関研修所名古屋支所】

ウ 講義中心の研修について、その内容上特段の必要性がないにもかかわらず他の研修施設で実施している。【国立武蔵野学院児童自立支援専門員養成所】

(3) 研修の実施方法を見直す必要があるとみられるもの

今回、12 府省 121 研修施設におけるパソコンソフトの操作及び簿記に関する知識を付与するための研修の実施状況を調査した結果、次のとおり、応用的なパソコンソフト（パワーポイント、アクセスなど、業務遂行上習得することが望ましいパソコンソフトではあるが、活用できる職員が比較的少ないと考えられるもの）の操作に関する知識及び簿記に関する中級程度以上の知識を付与するための研修について、通信講座の受講、eラーニングの導入により、研修を効率的に実施するための工夫をしているものがみられた。

ア パソコンソフト（エクセル及びパワーポイント）の操作に関する知識を付与するための研修について、受講機会の拡大及び研修経費の削減の観点から、eラーニング形式により実施している。【財務総合政策研究所近畿研修支所】

イ 集合形式で実施していた簿記研修について、効率的に実施するため通信講座を受講する方法に変更した。【金融庁】

上記の事例のとおり、これらの研修について、効率的かつ効果的な研修の実施のため実施方法の見直しが行われているものなどがみられる。なお、今回調査した民間企業においても、これらの知識の習得は社員自らが行うものとして、職場研修ではなく通信講座を用意して希望する社員に受講させている例がみられた。

また、今回調査した都道府県の中には、県職員と市町村職員が合同で受講する研修について、県内7か所にある県合同庁舎を会場として実施することにより、県庁本庁舎から遠方にある市町村の受講者でも容易に研修を受講することができるようにするとともに、研修に参加するための旅費等の負担の軽減を図っている例がみられた。

一方、調査した研修施設の中には、次のとおり、簿記に関する中級程度以上の知識を付与するための研修について、合宿形式により実施しているものがみられた。

- ・ 2級相当の簿記研修について、研修施設において合宿形式により実施している。【経済産業研修所】

上記の事例のように研修施設において合宿形式で実施しているものは少なく、簿記研修では2府省2研修施設の2研修、応用的なパソコンソフトの操作に関する知識を付与するための研修では1府省1研修施設の1研修のみとなっている。

これらの研修については、受講者がこれらの知識を習得することが研修の目的であり、合宿形式以外の方法であってもその目的を達成することは十分可能であると考えられる。

(4) 研修の在り方を見直す必要があるとみられるもの

研修施設においては、自らが実施する必要がある研修を適切に実施するよう、常に、求められる研修の種類、内容等を把握するとともに、把握した情報を基に研修の必要性の検証、実施方法等の見直しを行うことが重要であるが、今回調査した12府省121研修施設の中には、次のとおり、実施している研修の在り方を見直す必要があるものがみられた。

- ・ 農業機械化研修については、①需要の把握を行わずに研修計画を策定しているため、複数の研修コースで受講者が集まらず未実施となっていること、②農業機械化研修以外に実施している研修（当該研修施設の実施研修数の52.0%、延べ受講者数の81.9%）については、近隣の専門学校等一部の特定の者からの要請に応じて実施し、研修施設の本来の設置目的外のものとなっていることから、研修の在り方の抜本的な見直

が必要とみられる。【農林水産研修所つくば館水戸ほ場】

【所見】

したがって、関係府省は、研修の効率的、効果的な実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 研修施設において実施している次の研修については、廃止すること。
 - i) 業務に直接関係しない内容の研修
 - ii) 業務遂行上保有することが必須ではない資格の取得を目的として行っている研修
 - iii) 簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修

(内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

- ② 府省内の複数の研修機関で重複した内容の研修を実施しているもの等については、研修の集約化、共通課程の合同実施など、実施方法等の見直しにより、研修経費の縮減を推進すること。(財務省、厚生労働省、国土交通省)

- ③ 応用的なパソコンソフトの操作に関する知識及び簿記に関する中級程度以上の知識を付与するための研修を合宿形式で実施しているものについては、研修に係る経費、研修効果等を勘案した上で、集合形式、事業者が実施する研修への通学、通信教育の受講への移行などの見直しを行うこと。

(内閣府、経済産業省、国土交通省)

- ④ 農林水産省は、農林水産研修所つくば館水戸ほ場で行う研修について、需要を的確に把握するとともに、研修コースや研修内容等を点検し、抜本的な見直しを行うこと。

なお、近隣の専門学校等一部の特定の者からの要請に応じて実施している研修については、廃止すること。

3 研修に係る運営の適正化

(1) 研修施設における調達等の適正化

【背景事情等】

研修施設における調達については、「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」の申合せ（平成 18 年 2 月及び 19 年 11 月）、「行政効率化推進計画」（平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議。平成 20 年 12 月 26 日改定）等に基づき、競争性のない随意契約から一般競争契約への移行、一括調達の推進などについて各府省で取り組んできたところであるが、現下の極めて厳しい財政状況を勘案すると、更なる徹底が求められている。

また、役務契約により施設運営を外部の者に行わせる場合は、国の支出を抑える観点から、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）に基づく使用許可の検討が必要であり、さらに宿泊施設の使用許可について検討するに当たっては、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和 33 年 1 月 7 日付け蔵管第 1 号大蔵省管財局長通知）により、福利厚生事業の実施目的であることのみをもって、無償使用とするのではなく、有償による使用収益により、その目的を達することができないかの検討が不可欠であるとされている。

【調査結果】

今回、12 府省 121 研修施設における役務・物品等の調達の実施状況等を調査した結果、以下のとおり、改善の余地のあるものがみられた。

ア 公募による有償の使用許可等への移行

国立保健医療科学院では、平成 14 年に現在地に移転以来、同学院が所有する宿泊施設の運営について、無償の運營業務委託契約を厚生労働省所管の公益法人である財団法人公衆衛生振興会と随意契約で締結している（注）。

（注） 財団法人公衆衛生振興会は、国立保健医療科学院の宿泊施設を運営することを主たる目的として設立された公益法人であり、同法人が受講者から宿泊料を徴収し、その料金で運営する内容の委託契約を永年にわたり随意契約で締結している。平成 20 年度の宿泊料収入は 48,183 千円となっている。

宿泊施設の運営を外部の者に行わせる場合は、国庫に使用料が入る有償の使用許可等への移行を検討することが必要であるものの、国立保健医療科学院では、これまでその検討を行っていない。当該契約による運営で財団法人が十分な収益を上げていることを踏まえると、公募での有償の使用許可等、競争性の高い方式への移行が可能と考えられる。

イ 一般競争契約への移行

関東農政局土地改良技術事務所では、平成 17 年度以前から研修用宿泊施設兼独身者用宿舎（以下「寮」という。）の清掃請負契約及び家政業務請負契約並びに寮に隣接した本庁舎の清掃業務契約の各契約を別々に少額随意契約として締結している（平成 21 年度の契約金額の総額 3,114 千円）。これらは、役務の内容が同じであるため、契約を一括することで一般競争入札に付すことが可能と考えられる。

ウ 経費の節減を要するもの

今回、宿泊施設を設置している 12 府省 87 研修施設について、受講者の宿泊用の居室におけるテレビの設置状況を調査した結果、各居室にテレビを設置していない宿泊施設は 10 府省 83 研修施設（95.4%）となっており、ほとんどの研修施設の宿泊施設では各居室にテレビを設置していない。

一方、沖縄総合事務局研修所、法務総合研究所浦安総合センター、外務省研修所及び国土技術政策総合研究所研修センターでは、それぞれ調査時において各居室にテレビを 19 台、410 台、80 台及び 38 台設置しており、NHK受信料が 1 台当たり 7,455 円（12 か月前払の地上契約。沖縄県は 6,640 円）となっている。

しかし、①ほとんどの研修施設において各居室にテレビは設置されていないこと、②テレビ 1 台ごとに NHK 受信料等の継続的な維持管理経費が必要であることなどを踏まえると、現在も各居室に設置されているテレビについては、処分又はその維持管理に国費の支出を要さない運用を行うことが必要と考えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、契約の適正化及び予算の効率的な執行を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 国立保健医療科学院の宿泊施設に係る運營業務については、公募による国有財産の有償の使用許可等に移行すること。（厚生労働省）
- ② 分割発注により少額随意契約としている清掃業務については、一括発注することで一般競争契約へ移行すること。（農林水産省）
- ③ 宿泊施設の各居室に設置されているテレビについては、処分等すること。（内閣府、法務省、外務省）

(2) 食堂施設の運営の適正化

【背景事情等】

(食堂の運営方法)

研修施設の中には、研修期間中の受講者の生活支援のために食堂を設置するものがあるが、その運営方法は、国有財産法に基づく国有財産の使用許可を与えて運営をゆだねる方法、無償又は有償の業務委託契約を締結して運営をゆだねる方法、職員を配置して自らが直接運営する方法(以下「直営」という。)など様々である。

(運営方法の検討)

食堂の運営に関しては、「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日付け総務省行政管理局長から各府省官房長あて事務連絡)により、独立行政法人に対して「食堂の運営費・業務委託費、食券交付等の食事補助の支出を速やかに廃止すること」を要請するとされていることから、研修施設においても同様の措置を講ずるべきであり、食堂運営の必要性の検証や運営方法の検討等不断の見直しを行うことにより、国費の支出を極力抑えることが重要となっている。

【調査結果】

今回調査した12府省121研修施設の中には、食堂施設を設置しているものが12府省77研修施設みられ、これらの食堂施設の平成21年度の運営状況等を調査した結果、研修施設周辺の食堂や仕出し弁当を利用させることとして食堂の運営を取りやめたものが6府省15研修施設(19.5%)みられた。また、民間業者に食堂施設の使用許可を与えたり、食堂の売上金を食堂運営に係る経費に充当させることとする業務委託契約を締結するなど、食堂施設において食事を提供する業務(以下「食堂業務」という。)に国費の支出を行わないようにしているものが9府省38研修施設(49.4%)みられた。

なお、これら9府省38研修施設のほかに、平成21年度末まで直営で食堂業務を行っていたが、食堂に配置していた職員が退職したことに伴い、22年度から、民間業者に食堂施設の使用許可を与え、食堂業務に国費の支

出を要しない方法に変更したものもみられた。

一方、食堂施設を設置している研修施設の中には、次のとおり、食堂業務に国費を支出しているものが6府省24研修施設(31.2%)みられた。

- ア 民間業者と食堂業務の委託契約を締結するなどにより、委託費等を支出している。【3府省9研修施設(関東農政局土地改良技術事務所等)】
- イ 職員を配置して直営で食堂業務を行っている。【5府省15研修施設(東北地方整備局東北技術事務所等)】

食堂の運営については、直営で実施していた食堂業務を民間業者に食堂施設の使用許可を与えて行わせる方法に改めたり、食堂の運営自体を取りやめたりするなどの工夫をしている例もみられることから、現在も食堂業務に国費を支出している研修施設においては、これらの方法を参考として、食堂業務の必要性の検証、運営方法の見直しを行い、国費の支出を要しない方法に移行する必要があると考えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、研修施設における食堂に係る予算執行の効率化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 食堂業務に委託費等を支出している研修施設については、食堂施設の使用許可に変更するなど、国費の支出を要しない方法に移行すること。(総務省、農林水産省、国土交通省)
- ② 食堂業務を直営で実施している研修施設については、職員の再配置などを積極的に推進し、国費の支出を要しない方法に移行すること。(内閣府、国家公安委員会(警察庁)、農林水産省、国土交通省)

(3) 旅費の節減に係る取組の徹底

【背景事情等】

研修旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第26条第1項第2号に基づき、長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行については日額旅費を支給することとされており、同法第46条第1項に基づき、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費については、減額調整をすることができるとされている。

また、日額旅費の減額調整については、「旅費業務の抜本的効率化について」（平成20年11月14日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において、各府省において遅くとも平成20年度中に「旅費業務に関する標準マニュアル」（平成20年11月14日各府省等申合せ）に沿って旅費業務に係る規程類等を改正し、研修期間中、移動を伴わない日がある場合には、支給される日額旅費の額から交通費を減額調整（注）することとされている。

（注） 研修に係る旅行の行程が8キロメートル以上16キロメートル未満又は引き続き5時間以上8時間未満の場合は、日額旅費の額から210円が減額されることとなる。

【調査結果】

今回、日額旅費が支給される研修を実施している11府省103研修施設の旅費節減に係る取組状況について調査した結果、①上記標準マニュアルに沿って旅費業務に係る規程類等を改正していないため減額調整を行っていないものが2府省3研修施設（2.9%）、②従来から、旅費業務に係る規程類等において、標準マニュアルに沿った内容の規定を整備しているものの、その趣旨が徹底されていないため減額調整を行っていないものが1府省13研修施設（12.6%）みられた。

【所見】

したがって、関係府省は、予算の適正な執行を図る観点から、交通費を要しない日がある場合の日額旅費の支給について、早急に減額調整を実施する必要がある。（外務省、農林水産省、国土交通省）

(4) 研修に係る費用負担の適正化

【背景事情等】

研修施設における研修の実施に当たっては、研修講師の手配、研修資料の作成、研修施設の維持管理等を行う必要があり、人件費、講師謝金、光熱水料、清掃費等として国費を支出することとなる。

これらの国費の支出に当たっては、研修施設の設置目的、研修対象、実施内容等を基に国が費用を負担すべきか、受講者などに実費相当分の費用の負担を求めるべきか等を判断することとなるが、現下の極めて厳しい財政状況を勘案すると、より厳格な判断が求められている。

【調査結果】

今回、12府省121研修施設における受講者の受入状況について調査した結果、法令等に定められている研修施設の設置目的に合致しない者（以下「研修対象以外の受講者」という。）を受け入れているものが4府省16研修施設みられた。

これらの研修施設について、研修対象以外の受講者からの費用の徴収状況をみると、政令に定められた月額授業料等の実費負担を求めているものが1府省2研修施設（12.5%）みられた。

一方、①研修対象以外の受講者に対して、人件費、印刷製本費、講師謝金、宿泊施設を使用した場合の光熱水料など研修に要する一人当たりの経費を算出し、その金額を請求しているものの、請求する対象を一部の受講者に限定しているものが1府省1研修施設（6.3%）、②研修対象以外の受講者に対して実費負担を求めているものが3府省13研修施設（81.3%）みられた。

研修の実施に当たって研修講師の手配や研修施設の維持管理等に支出される国費は、研修施設の設置目的を達成するために支出されるものであり、①研修対象以外の受講者に関しては、その目的の達成に寄与するものではないこと、②一部の研修施設のみならず、地方公共団体や民間企業においても、部外者を研修に受け入れる場合、実費相当分の費用を部外者から徴収していることを踏まえると、実費相当分の費用を求める必要があると考

えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、研修施設における研修の適正な実施及び予算の効率的な執行を図る観点から、研修対象以外の受講者を受け入れるに当たっては、当該受講者から受講料や宿泊費など研修に係る実費相当分の費用を徴収する必要がある。(内閣府、総務省、国土交通省)

4 研修施設の運営実態の把握・分析の推進

【背景事情等】

研修施設のコスト縮減を図るとともに効率的な研修の実施等を推進するためには、研修施設自らが研修計画、研修実績、施設の稼働状況や維持管理経費など施設の運営実態を把握、分析するとともに、本府省や研修機関の本所等（以下「本府省等」という。）においても、研修施設の運営実態を的確に把握、分析することが重要である。

特に、複数の研修機関を設置している府省においては、各機関がその研修施設の運営実態を把握、分析するだけでは、府省全体の見地からの研修施設の見直しを図る上で不十分であることから、本府省の研修担当部局等において、すべての研修施設の運営実態を統一的に把握、分析する必要がある。

また、各府省が平成22年から実施している「行政事業レビュー」においては、各府省が自ら率先して、効率性や効果の面から事業の十分な実態把握を行い、組織や制度の不断の見直しを図ることとされており、研修施設についても、府省全体として同様の観点からの見直しが必要である。

【調査結果】

今回、12府省121研修施設における研修計画、研修実績、施設の稼働状況など施設の運営実態の本府省等への報告状況を調査した結果、本府省等に研修計画、研修実績及び施設の稼働状況を全く報告していないものが4府省11研修施設（9.1%）みられた。

また、本府省等へ報告されている内容をみると、研修計画を報告しているものは11府省110研修施設（90.9%）、研修実績を報告しているものは11府省110研修施設（90.9%）みられるものの、施設の稼働状況を報告しているものはわずか2府省2研修施設（1.7%）となっている。

さらに、すべての研修施設の稼働状況等を統一的に把握している本府省はみられなかった。

項目1、2及び3のとおり、研修施設を廃止、縮小等することが可能とみられるもの、研修施設の共同利用を推進する余地があるもの、効率的な研修を実施する必要があるものなど、今後改善する必要があるものが多数みられ

たことから、本府省においては、所管するすべての研修施設の研修計画、研修実績、施設の稼働状況を統一的に把握するとともに、維持管理経費などを含めた研修施設全体の運営状況を総合的に分析した上で、研修施設のコスト縮減や効率的な研修の実施に向けた取組等を推進する必要があると考えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、研修施設のコスト縮減や効率的な研修の実施等を推進する観点から、所管するすべての研修施設の運営実態を統一的に把握する仕組みを整備するとともに、それらの分析の結果に基づいて、研修施設の見直し等を実施する必要がある。(内閣府、国家公安委員会(警察庁)、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)